

令和3年度

# 事業計画

公益社団法人 日本産婦人科医会

－ 令和3年3月 －

## 令和 3 年度事業計画

I. 総務部	
A. 庶務部会	1
B. 医会報編集部会	4
C. 情報技術 (IT) 部会	6
D. 法制・倫理部会	11
E. 経理部会	12
II. 学術部	
A. 先天異常部会	13
B. 研修部会	16
III. 医療部	
A. 医療安全部会	19
B. 勤務医部会	22
C. 医業推進部会	24
D. 医療保険部会	27
IV. 事業支援部	
A. 女性保健部会	29
B. がん部会	35
C. 母子保健部会	41
V. 献金担当連絡室	44

# 令和3年度事業計画

[○印は新規事業または改変事業]

## I. 総務部

### A. 庶務部会

#### 1. 総会・理事会等各種会議の開催

- (1) 総会：6月に定時総会と、3月に臨時総会を開催する。
- (2) 理事会：定時理事会2回と、臨時理事会を1回、年3回開催する。
- (3) 常務理事会：12回開催する。
- (4) 幹事会：12回開催する。
- (5) 運営打合会：6回開催する。
- (6) 地域代表全国会議：本会事業の説明と推進協力依頼のために開催する。

#### 2. 日本産婦人科医会学術集会の実施

6ブロック（①近畿、②北海道・東北、③中国・四国、④東海・北陸、⑤九州、⑥関東）の持ち回りとし、ブロック主催で開催する日本産婦人科医会学術集会に対する支援を行う。

令和3年度は北海道・東北ブロック（担当：北海道）、令和4年度は中国・四国ブロック（担当：広島県）。

10年毎の節目の年は、本会が実施する。

#### 3. 連携・組織強化等の推進

##### (1) 各都道府県産婦人科医会との連携強化

###### 1) 月例連絡・月例報告の充実

各都道府県産婦人科医会との緊密な連携を図るため、月例連絡、月例報告の充実を図る。

月例連絡は、常務理事会等で確認した事項を毎月各都道府県産婦人科医会に対し、電子メール等をもって行う。

月例報告は、毎月15日頃までに、前月分の各都道府県産婦人科医会の活動状況等の報告を受ける。

###### 2) 協議会、研修会等への支援

各都道府県産婦人科医会が開催する協議会、研修会等の開催に関し、その運営を可能な限り支援する。

###### 3) 事務業務のあり方検討

本会および各都道府県産婦人科医会の事務機能のあり方を検討し、公平な会員サービスができるよう支援する。

##### (2) 組織の強化等

###### 1) 新規会員の加入促進の強化

既存の入会勧誘促進用パンフレットの有効的な更新に努め、会員増に資する内容となるよう関係部等と検討する。

また、有効と考えられる支援に関しても関係部等と検討する。

2) 新入会員に対する通知および会員情報管理

理事会で承認された新規加入会員に対して、会長名をもって入会承認の通知をする。入会後の会員へは指定医師必携のほか、医療保険必携、研修ノート等の出版物等を配付する。

会員の異動等を都道府県産婦人科医会と連携を図り定期的に把握する。その情報を活用し定款に則した会員種別管理等を行う。

3) 産婦人科施設情報データベースの管理

各都道府県産婦人科医会の協力による全国産婦人科施設情報データベースを構築する。収集したデータは解析し、有効利用に努める。

4) 会員倫理委員会

必要に応じて、会員倫理委員会を開催する。

○ 5) 利益相反管理委員会

必要に応じて、利益相反管理委員会を開催する。

6) プロジェクト委員会

必要に応じて、プロジェクト委員会を設置する。

(3) 関係諸団体との協調

1) 日本医師会・都道府県医師会等

日本医師会並びに都道府県医師会が行う事業に対し協力する。

日本医師会との協調・連携を密にし、特に母子保健関連事項の対処に万全を期する。また、日本医師会主催「母子保健講習会」、日本医師会・厚生労働省主催「家族計画・母体保護法指導者講習会」等の運営に協力する。

各都道府県産婦人科医会における研修会開催等に際しては、必要に応じて当該都道府県医師会に連携を図る。

2) 日本産科婦人科学会

日本産科婦人科学会とは、学会・医会ワーキンググループ会議を開催し、両会に関連する諸問題について意見交換を行う。なお、必要に応じ拡大ワーキンググループ会議を開催する。

公開講座・女性の健康週間、産婦人科サマースクール等の活動に共催および参画する。

3) 全国産婦人科教授との懇談会

本会の活動について理解を得るため、全国医育機関の産婦人科教授との懇談会を日本産科婦人科学会総会・学術講演会時に開催する。

4) 母子保健等関係団体

母子保健推進会議、日本母性衛生学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会、日本小児保健協会、日本看護協会、日本助産師会、日本精神神経学会、日本精神科病院協会、日本精神神経科診療所協会等関係諸団体との協調を図り、わが国の母子保健の向上に努める。また、日本家族計画協会、ジョイセフ等と連携し、家族計画活動の推進に努める。

日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、JACDS勤務薬剤師会、日本女性薬剤師会等と協調を図る。

(4) 関係省庁等への対応

本会事業の円滑化を図るため、厚生労働省等関係省庁等と緊密な連携を図る。

4. 出版統計関連

各部会が発行している出版物やアンケート調査等を把握する。

5. その他

将来の会員数減少に備えて、医会のあり方を検討する。

## B. 医会報編集部会

本会機関誌である医会報は、9月を除いて毎月会員に直接届けられている。インターネット、スマホの時代にあつて、紙媒体は時代遅れであるという意見もあるが、直接手元に届くという特性はこの時代にあつても貴重なものである。月に一度、医会報を手にとった時に、様々な情報の中から一つでも新しいものを見つけていただけたら、日本の産婦人科医療の現在の問題に思いを馳せていただけたら、あるいは医会の活動の中から何かのヒントを発見していただけたら、こんなに嬉しいことはない。

本年度も、会員の皆様の手元に直接届く医会報の発行を続けていく。これまでと同様に広く視野を内外に向けて、他部会、地域医会や関連団体、中央省庁などからの積極的な情報収集に努め、本会の活動や産婦人科関連の重要情報を分かりやすく正確に掲載していく。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

### 1. 日産婦医会報の発行

毎月1回発行（8、9月は合併号）し、全会員並びに関係各方面に送付する。

#### (1) 編集方針

- 1) 本会の方針をはじめ、各部の行う事業・活動を会員に理解しやすい形で伝える。
- 2) 産婦人科に関係する情報を分析、評価、選別し、会員に役立つ情報を極力タイムリーに伝える。
- 3) 常に時代に即した誌面の刷新を図る。各世代にわたって読みやすい情報誌であるよう努める。
- 4) 各都道府県産婦人科医会の広報担当者や会員に投稿を求め、幅広く全会員の声を反映するよう努める。
- 5) 医会報保存用ファイルを作成する。
- 6) 12月号に、その年の掲載主要記事の題目一覧を添付する。
- 7) デジタル化保存する。
- 8) 非会員の若手産婦人科医（日本産科婦人科学会入会時の医師、専門医資格取得時など）に対して本会医会報の周知を図る。

#### (2) 内容

- 1) 会長見解、本会諸会議の報告、副会長・常務理事の見解他
- 2) 産婦人科診療上の諸問題、医政・医療行政に関する本会見解
- 3) 医政、医療行政、医療統計に関するニュースと解説
- 4) 医事紛争の実態と対策「シリーズ・医事紛争」（医療安全部会に依頼）
- 5) 医業経営上の諸問題「医療と医業」（医業推進部会に依頼）
- 6) 生涯研修に有用な学術記事を掲載「学術」（研修部会に依頼）
- 7) 医療保険運用の解説「社保の頁」等（医療保険部会に依頼）
- 8) 各都道府県産婦人科医会の活動状況の紹介「新しい都道府県の代表紹介」「地域からの声」など、各地域の情報を掲載
- 9) 学術雑誌、新刊の紹介「学海メモ」「新刊紹介」「産婦人科雑誌紹介」
- 10) 会員よりの意見の紹介「会員の広場」
- 11) 診療に有用な新製品、情報、語句の解説「情報アラカルト」「マメ知識」

- 12) 随筆・意見「コーヒープレーク」(編集委員等)
- 13) 会員が知っていてよい新聞記事の要約「新聞切抜帳」(編集委員担当)
- 14) 新入会員の氏名および所属する都道府県を掲載
- 15) 「AIシリーズ」「リレー研修日誌」「忘れられない症例」「私の失敗談」などのシリーズものを不定期に掲載する。

(3) 特記事項

- 1) 必要に応じて日産婦医会報頁数を4頁単位で増減、表紙頁が4色の特別号を発行(通常号は2色)、写真を多く掲載。
- 2) 日本産婦人科医会学術集会特集号は担当地域と相談の上発行。
- 3) 早急に会員へ伝達するべき時は、号外を差し込み頁の形で発行。
- 4) 1面にその時々の特ピックをもって来るなど、誌面構成にインパクトをつける。
- 5) IT関係部門との連携を図り、電子メディア(インターネット)との交流を図る。本会ホームページ掲載の重要記事の題目を日産婦医会報で紹介する。
- 6) 時宜に応じて、日産婦医会と日産婦学会の双方が新会長や新理事長の就任をみた場合、両者の会見を企画し、意見交換の記事を掲載する。
- 7) 産婦人科関連団体、特に日本産科婦人科学会関連情報については、本会会員にとっても重要であるものを掲載し、周知徹底を図る。
- 8) 時々の特ピックについて、随時会員から「原稿募集」し、「特集」欄の形で掲載する。
- 9) その時々産婦人科関連トピックについて、当該分野の何人かの識者(会員、非会員ゲストを含む)で語り合う討論形式の企画をし、内容を掲載する。
- 10) 日産婦医会報の内容について、必要なものは会長が最終校正を行う。

2. 委員会

医会報編集委員会を存置する。

## C. 情報技術（IT）部会

2020年、新型コロナウイルス感染症の対応では、国・地方公共団体や社会におけるデジタル化の遅れや人材不足、システム連携の非効率性、煩雑な行政手続き等が明らかとなった。このため内閣府は情報通信技術の革新による社会変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））をスピード感をもってすすめるために、デジタル庁を発足させることとなった。医療分野においては、まずは個人の健診情報の管理（PHR）や診療データの活用、災害時の医療に関わる情報システム、例えばHER-SYSで必要とされるような全国の医療機関と国や地方公共団体との情報連携システムを活用して様々な住民サービスの提供を行うことから着手していくこととなっており、医療におけるDXではマイナンバーカードの健康保険証利用や新型コロナウイルス流行以降のオンライン診療のあり方が大きなテーマとなると考えられる。

本会としては、会務管理のDXとしてe医学会や学会との連携可能な基盤データベースを構築し、47都道府県医会とのデータベースの連携による全国医会との情報共有、データ解析や可視化といった利用など諸種の業務の効率化を進め、都道府県事務局の負担軽減と会員サービスの充実を両立させる。情報技術部会がデジタル化に関する本会の施策を一元化し、各部会を横断的にスピード感をもって改革を進める司令塔としての役割を担う。さらに産婦人科領域のオンライン診療のあり方についても検討し、現状に沿った具体的な手引きを作成し、HP上等で会員向けに発信していく。

情報技術部会は令和2年度広報部会（IT関係）より改名し、情報発信のデジタル化を進め地域連携、スケジューラー導入など、業務におけるDXに取り組んできた。2016年以来ホームページはアクセス数、登録会員数とも旧ホームページに比し飛躍的に上昇し、デジタル機器による情報伝達量も増えた。しかしながら、主眼である地域との情報連携やインフラ整備による効率化は必ずしも進まず、会員のデジタル社会への親和性と社会が医療に求めるデジタル化水準との差も縮まったとは言い難いのが現状である。要因としては会務処理や会員内のデジタルスキルの差などのデジタルデバインドとこれにより生じる変革導入の遅延が考えられる。日常診療現場においてもオンライン診療の拡大など対処すべき不可避な課題は多く、相応の危機感をもって対処しない限り、少子化のみならずデジタル化の波にも飲み込まれさらなる遅れにつながる懸念もある。

そこで、本年度からは、HPによる会員向け、一般向けの情報発信と記者懇談会の運営に加えて、デジタル化推進委員会を立ち上げ、まずは会員管理や手続きの簡略化、本会研修参加証（シール）からポイント制等、デジタル化への移行を2022年に向けて進めていく。さらには、令和元年度よりすすめてきた遠隔医療の実証研究のプロダクトをもちこんだオンライン診療や遠隔診療のノウハウ、知識の具体的な周知・啓蒙、そして中長期的な産婦人科診療におけるデジタルプラットフォームの開拓を部会業務の柱とする。記者懇談会や動画配信などに加え、フェイスブックやツイッターなどのSNSをさらに活用し、本会の事業や活動、運営方針、今後の展望などを社会に分かりやすく伝えることで、公益法人としての本会の信頼度を高めることを目指す。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

## 1. HPの運営

HPの維持のため、継続的に内容の刷新を進め利便性と発信力のあるHPを維持する。会員のアカウント登録の増加や都道府県との連動、緊急連絡の充実やスケジュール機能、キャッシュレス対応などはDX対応と並行して進める。

- (1) HPを中心にインターネット経由での本会情報を利用する会員数を増加させるべく、スマホ対応も含めたWebでの継続的な情報提供、さらに今までの本会の事業内容、従来の一般国民に向けたWebの役割に加えて、会員の利便性向上、生涯研修向けのコンテンツの充実、医業関連情報の提供を行う。会員向けと一般向けのコンテンツを整理し、それぞれのユーザーの利用目的に合致した情報提供を行う。
- (2) メールマガジンやFacebookなどのソーシャルメディアを利用し、HPの更新情報のさらなるアクセシビリティ向上を図る。
- (3) 会員については、ID/PASSWORD管理を利用し、より個別化対応、セキュリティ向上を図るとともに、本会ホームページへのニーズをリアルタイムに把握し、ニーズに即したコンテンツを提供する。会員ID登録者増加を図るため、多様な会員環境に対応したコンテンツ提供も視野においた開発を検討する。
- (4) 日産婦医会報や研修ノートをはじめとする既存の本会の情報資産を、有効活用できるよう利便性の高い情報システムを構築し、会員の情報収集、研修への活用を図る。研修ノートはその利用を推進するため、HPサイト構築を変更し、一定期間をすぎたものは一般にも公開し本会活動を広報する。
- (5) シリーズで掲載する内容は自動更新、配信の仕組みを整備する。また定期的なコンテンツの更新について管理を行う。
- (6) 研修記事や配信動画での学習と本会研修記録や母体保護法研修会との連動を検討する。将来的にはeラーニングとして評価されうるよう、日本産科婦人科学会、e医学会との連携を目指して検討を行う。
- (7) Facebook、ツイッターなどソーシャルメディアの活用や連携を進めることで利便性と利用頻度をさらに向上させ、会員、非会員とも、若い年代もターゲットに本会について浸透を図る。情報発信に際しては、公益性、安全性に配慮する。
- (8) 会長や各都道府県産婦人科医会からのビデオメッセージや学術集会、性教育指導セミナー全国大会、母と子のメンタルヘルスフォーラム等における講演のビデオ配信を推進し、会員への情報提供、研修機会の充実を図る。
- (9) 会員向け研修については、研修部会を中心に各部会と連携し、担当常務理事、幹事を中心とした、周産期、腫瘍、生殖、女性ヘルスケアなどの冠講座を新たな教育コンテンツとして開発、随時提供する。
- (10) 日産婦医会報、なかでも医療保険Q&Aや医事紛争対策などを医療保険部会、医療安全部会と連携し、医業コンテンツの開発を進め、随時提供する。
- (11) 産婦人科医の背景変化による出産・育児や介護などによる雇用就業対策の一つとして、離職防止、復帰に向けた研修、再就職へのリクルートサイトを整備する。
- (12) 人的資源の効率的利用のためアウトソーシングや広告掲載による実質的なコスト削減を図る。
- (13) 役員などの名簿をホームページ上に掲載する。

- (14) コンテンツの有効利用と発信力のシナジー効果をえられるよう日産婦医学会報との連動、連携を図る。
- (15) DX対応とともに、スケジューラー機能を改編し、本会員への研修資料公開や保存機能を充実させる。
  - (16) HP地域連携拡大事業として全国47都道府県と本会HPを統一書式でリンクし、HPを整備できない県の支援を積極的に進め、内容の充実を図る。さらに整備完了後は医会HPより全国の医療機関の検索や相互利用の機能の追加を検討する。

## 2. DX対応推進

携帯電話・スマートフォンの普及やHPの利用率増加を生かして、緊急時・災害時や重要事項を、本会から多くの会員に、効率よく情報伝達できるように、緊急速報メールなどの運用体制の整備を検討していく。

現会員でICTに親和性の低い層が利用できるよう改善を図る。さらに遠隔医療プロジェクト委員会のオンライン診療やIoT機器を用いた診療の実証研究と連携し、会員のICTスキルとリテラシーの向上、会務へのICTプラットフォーム導入や災害対策へのHP活用を図るなどの取り組みを行っていく。

- (1) e医学会を基盤として本会と都道府県医会とデータベースを共有し、所属都道府県医会入退会・異動情報をはじめとする会員名簿（情報）のワンストップ管理の仕組みを構築する。HP登録メールアドレスと連動させ、本会と都道府県医会との一元的情報発信ができると同時に、本会研修参加証（シール）からポイント制へ移行し、研修管理のデジタル・オンライン化も本年度中に進めていく。
- (2) 各部会、担当事務局の情報アセットのクラウド管理を図り、資料配布やアーカイブ利用の効率化を進め、HPと連動した適切な会員への情報開示の仕組みを構築する。
- (3) 公益社団法人として営業利益は業務の対象外であるが、業務の効率化、デジタル化という観点から、デジタル決済の導入について検討を行う。
- (4) 災害時リエゾンなど、緊急時への対応についてメール、HP発信に加え、より即応性の高いSNSや携帯電話も連動させた連絡網作成について検討する。
- (5) 電子母子健康手帳のシステム構築を検討する

## 3. 遠隔診療、オンライン診療

医師偏在に伴う医療過疎地域の拡大は大きな社会的問題となっており、特に産科診療においてはその解決は喫緊の課題である。

遠隔医療（オンライン診療を含む。以下同じ）の導入は医療過疎地域だけでなく都会でも、また自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大の中でも、妊産婦の安全な通院、負担の軽減につながる。また在宅での24時間管理が可能となれば母児の異常の早期診断を補助し、治療方針の立案も容易になり、母体搬送もスムーズとなり、重篤化する前に対応できることから、搬送先の医師にも有用な体制となる。同時に、産科医師および医療従事者にとっても、遠隔医療の導入により、診断・管理支援による働き方改革や労務負担軽減効果が期待される。

そのために必要なのは、健診を担当する(分娩取り扱いの有無にかかわらず)近隣の診療所と出産を行う遠方の病院で妊娠管理を効率的に分担し、居住地域で安全を担保しながら一定のレベルのリスクまでは管理できる仕組みである。遠隔医療はこの仕組みの構築の有用なキーパーツとなる可能性を有している。ポイントとしては妊婦健診のための移動回数の減少、臨月における入院時期の見極め、そして母体胎児をいかに遠隔で正確にモニタリングし、問題が生じた場合にどのように情報を共有しバックアップするかなどと考えられる。

平成30年度から活動を開始した遠隔医療プロジェクト委員会は、IT機器を用いた妊産婦の家庭血圧やCTGのモニタリングとサンプリングを中心とした実証研究を進めている。①家庭血圧測定による妊娠中の血圧の経時的基準値作成や在宅測定値を利用した妊婦管理(D to P)、②遠隔胎児心拍数モニタリングの多施設ネットワーク内共同監視の有用性の検討(D to D)、③在宅iCTGでの胎児健常性評価(D to P)、④遠隔胎児心拍数モニタリングの救急搬送中の胎児モニター装着による予後向上への取り組み(D to D)、⑤パイロットスタディとして始めた、CLINICSオンラインアプリを用いた新型コロナウイルス感染症禍の妊産婦心のケア・オンライン相談を、産婦2週間健診など妊産婦メンタルヘルスへの活用、以上の5つの実証研究の遂行をサポートし、一部は学会発表などプロダクトを予定している。遠隔医療プロジェクト委員会は今後2年以内に解散し、本会の一般事業に移行し、研究チームのサポートを続けるとともに、前述の診療ガイドラインへの掲載や、会員向けの周知などを進め、最終的にはこの成果をもとに保険収載を目指して活動を続ける。

- (1) 産婦人科診療ガイドライン2023年版において、遠隔診療についての記載事項が盛り込まれるよう活動するとともに、できる限り早期にそのエビデンスを輩出する。
- (2) オンライン診療を導入するにわたって標準的なデジタルスキルや、かわる事項を網羅したわかりやすいマニュアルを作成し会員への周知啓発を図る。

#### 4. 中長期的なDX対策の検討

デジタル社会の到来により起こりうる変革に対応するため医会として長期的な視点で対策を講じる。急激な変化にも対応するためには医会だけの視点ではなく、社会視点での制度変更も考慮せねばならない。近年ではECのOTC化やNIPTの非認定施設での施行等の問題があるが、事案整理しデジタル化と組み合わせる我々の業務として優位性維持の施策を検討・提案する。また新興デジタル企業による医療の市場化に対して医師会とも協力し対策を講じる必要がある。そのためには受診前からの非保険診療も含めた健康管理への介入、具体的にはプレコンセプションケアやOC服用のオンライン管理など医会として予防医療を中心としたヘルスケア産業への参入も検討する。また、Googleロコミなどデジタル化による新たな誹謗中傷対策も組織として対策を講ずる。

以上のようなデジタルディストラクション対策と各会員施設の事業安定化のために医会をベースとした顧客創生案、デジタルヘルスケア事業創生の具体化案を提案する。

#### 5. 記者懇談会の開催

記者懇談会は12年にわたり継続して、日本記者クラブにおいて開催してきたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、「双方向」コミュニケーションツールを利用し、Webまたはハイブリッドでの開催を進めていく。さらなる発展を目指して参加する報道メディアを拡大し、適切なテーマを選択していく必要がある。対象となるテーマのマンネリ化を避けて、タイムリーに会員のみならず国民にとって重要な話題を提供する。記者懇談会の運営に際しては、メディアが記事や番組で取り上げやすい形式で情報発信を企画し、本会の活動が社会に広く理解され、メディアとの信頼関係をさらに構築するように努める。平成29年度後半に開始した動画配信により、懇談会に参加しない会員も本会の活動としての記者懇談会の内容をホームページ上で閲覧可能とした整備状況につき、引き続きその周知と利用促進に努める。

- (1) 原則として報道関係者を対象に月1回開催する。
- (2) 記者懇談会開催3カ月前にテーマを決定する。
- (3) テーマは、幹事会と協働し、幹事を中心に企画書を作成し、常務理事会で決定する。
- (4) 従前より取り扱ったテーマとともに、時事的にタイムリーな内容を加え、本会の中長期の戦略に沿った企画を取り上げる。また記者側からの要望を考慮する。
- (5) 多くのメディアと幹事や役員が参加できるように、ビデオ(Web)で参加できる仕組みを構築し、会場では、参加者が、より自由な発言ができるようコンパクトな運営を行う。
- (6) 発表担当者は幹事を中心にして、若手人材の登用に主眼を置く。
- (7) 記者懇談会を行った事項について目標とする成果を設定して、本会や会員の利益および対外的な評価を検討する。
- (8) テレビ、新聞、産婦人科関連月刊誌、医事新報、商業誌編集担当者などを中心に、参加者の拡大を検討する。
- (9) 小委員会を開催し、記者懇談会の内容がマスコミ報道等に及ぼした効果を検討し、年間計画や記者懇談会のあり方やテーマなどを定期的に議論する。
- (10) HPで発信する重要なニュースは、記者懇談会に登録したメディア宛てにも発信し、平時よりタイムリーな話題提供を行う。
- (11) 記者懇談会のホームページでの閲覧を増やして、会員が最新テーマを理解して、診療および対外的な活動に利用することを促進する。

## 6. 委員会

ICT時代への適応と業務過多解消のため情報技術(IT)委員会では、おおむね3カ月に一回の集合会議、記者懇談会など年2回程度の小委員会(集合会議)を開催し、ビデオ会議(Web会議)を、年間11回開催する。事務局、委員の負担、コスト軽減を図りながら、機動的かつ効率的な委員会運営を行う。

## D. 法制・倫理部会

1. 母体保護法等の適正なる運用のための会員指導  
母体保護法等の内容、運用上の問題点について、会員等の関係者からの問い合わせに対して、識者や関連当局の意見を聴取しながら本会の見解を明らかにする。またその内容について会員への周知を図る。
2. 産婦人科関連法規についての関係当局との折衝  
母体保護法をはじめ、産婦人科業務に関連する医療法規や労働法規の解釈・運用等について厚生労働省等関係省庁と折衝を図る。
3. 母体保護法指定医師関連の諸調査  
母体保護法指定医師の現況把握のために、必要に応じて調査・分析を行う。
4. 母体保護法に関する啓発活動  
日本医師会をはじめ関連諸団体等と母体保護法の問題点を討議し、本法に関する国民の理解が深まるよう啓発活動を行う。
5. 各都道府県産婦人科医会等での研修会への協力  
研修会の開催にあたって、必要な場合は日本医師会と連携しつつ講師の推薦や資料提供等について協力する。
6. 母体保護法の課題に関する検討  
母体保護法の抱える課題や問題点について引き続き検討を行い、必要に応じて見解をまとめる。
7. 医学的な倫理問題への対応  
日本産科婦人科学会および同学会倫理委員会と密接に連携・協議し、万全なる対応を図る。
8. 日常の診療にかかわる法規についても、法曹関係者や関連当局の見解を確認し、会員への適切な情報発信を行い、その知見の共有を図る。
9. 委員会
  - (1) 本会に関わる法制問題等を検討するため、法制委員会を存置する。
  - (2) 本会が関与する臨床研究等のための倫理委員会を存置する。

## E. 経理部会

### 1. 公益目的事業活動の推進

近年、高齢化に伴う会費免除会員・会費減免会員の増加で、正会員から減免会員への移行が予想される。また、20～30歳代の会員の微増は見込まれるものの、全体として正会員数の増加が期待できない現状を踏まえ、会費減収を想定した対応を検討する。

また、事業の仕分けや事務所費等固定費用の削減など、収入減に応じた業務執行のあり方を考慮しつつ、各事業部と連携を図り、公益社団法人として効率的かつ適正な公益目的事業活動を推進する。

更に、新型コロナウイルス感染症等の蔓延を見据えた事業活動における予算執行のあり方を検討する。

### 2. 経理部会の開催

均衡の取れた効率的かつ効果的な収支予算案を作成し、その執行状況等については、必要に応じ経理部会を開催し確認する。

### 3. 会計経理業務の管理

「経理規程」を遵守し、各部の多岐にわたる事業執行に支障なく適正な会計経理業務を行う。また、経理処理に関しては随時、監事および公認会計士による指導・監査を受けることとする。

## Ⅱ．学術部

### A．先天異常部会

先天異常部会の役割は、先天異常に関する情報の学術的検討と啓発、および環境に存在する先天異常発生の要因の調査分析にかかわる事業を推進することである。先天異常にかかわる保健・福祉の推進のための調査を検討し、母児の支援も合わせた情報発信を行っている。また、サリドマイド薬禍を契機に本会に発足した本邦唯一の先天異常モニタリング事業は、国際先天異常監視研究機構（ICBDSR）（WHO関連機構）加盟機関として母児の健康をまもっている。さらに、新生児の先天代謝異常のスクリーニングも、本部会をその濫觴として、子どもたちの健康に貢献している。これらの基本的役割に加えて、福島県原発事故や風疹、麻疹、インフルエンザ他の母児にかかわる感染症、あたらしい出生前診断等の昨今の諸問題に関する情報の分析および具体的な広報・啓発により一層の取り組みを行う。

#### 1．先天異常モニタリングの拡充

##### （1）外表奇形等調査・分析の継続

- 1）昭和47（1972）年より開始した「全国外表奇形等調査」を日母おぎゃー献金基金からの援助を得て継続している。毎年、わが国の奇形発生状況の把握および分析を四半期毎に行う。調査結果はICBDSRに報告し国際的に協力する。
- 2）福島県産婦人科医会の協力のもとに福島県内の全分娩施設を対象として調査を行い、また福島県県民健康調査とも共同して、原発事故による影響の有無を長期にわたり監視していく。そこで得られた知見を社会に還元し、放射線に関する不適切な認識の是正と、同地区住民の無用な不安の軽減に努める。適切な情報発信は震災被災地の復興にも寄与すると考えられる。
- 3）公立大学法人横浜市立大学との連携のもと、横浜市立大学附属市民総合医療センター内に設置されているクリアリングハウス国際モニタリングセンター日本支部に調査結果の「まとめ」を依頼し、統計学的、疫学的な分析を加え、「年次外表奇形等統計調査結果」を作成し、協力機関等に配布している。令和3年度においても同様の対応とする。
- 4）本調査・分析で得られたわが国の外表奇形等の推移、現状や、その問題点、また母児の健康をまもる必要性から先天異常モニタリングの継続の重要性についての広報活動を行う。日本産婦人科医会の協力モニタリング医療機関330施設からの回答数に減少傾向、また偏りが見られるため、母データのバイアスや偏在が懸念される。あらためて一般産科医療機関の登録の依頼を行い登録施設の増加を目指す。
- 5）昭和60年度以降行っている胎児異常診断のアンケート調査を継続する。

#### 2．タンデムマススクリーニングの普及とその実態調査（隔年実施）

約20種の先天代謝異常症のスクリーニングを行うタンデムマス・スクリーニング法は、現在は全国すべての新生児が受けられる態勢となった。スクリーニングが確実に行われることにより、早期診断・早期治療に結びつくことが期待

される。しかし、その連携体制の周知は十分なものとは言えず、また機器やランニングコスト、検査陽性例の対応など、運用実施上の課題を検討する必要もある。また、導入後の有効性についても検討を行っていく。

また、近年新たなスクリーニング対象疾患に対する取り組みも活発化しており、産婦人科医会として動向を注視する必要がある。

### 3. 新生児聴覚スクリーニングの普及推進

平成28年3月29日厚生労働省母子保健課長名で通知が出された新生児聴覚検査の実施推奨の通知を踏まえ、全出生児への検査の実施を推進するとともに、さらなる公費負担実現にむけて、母子保健部会と共同で国へ働きかける。

### 4. “風疹ゼロ”プロジェクトの推進

—先天性風疹症候群の予防のためのワクチン接種推進活動—

2012～2013年に発生した風疹流行により、2014年までに先天性風疹症候群（CRS）が45例発生した。10年前からの対策がいまだ十分でなく、再び流行の兆しがある中で政府の風疹排除目標に向けて本会を挙げて実施する “風疹ゼロ” プロジェクトの推進啓発活動を行う。

(1) 風疹の流行状況とCRSの発生を把握するとともにホームページや医会報を活用して会員および妊婦、社会への啓発を行う。

(2) 風疹を日本から排除するために実効性のあるワクチン接種施策等について関係各機関と協議、検討し、本会の掲げる “風疹ゼロ” プロジェクトの推進、実施工動をする。

### ○ 5. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う母児への影響調査等

2020年初めより、新型コロナウイルス感染症が拡大している。新興感染症に対して、感染予防方法、陽性者の取り扱い、母児の心身に与える影響など未解決な課題は多い。母児感染に対する知見も、不明な点が多い。したがって、令和3年度も引き続き情報を収集し、啓発活動を行うとともに、適宜調査などを行い実態を解明する。

### 6. 出生前診断の影響、課題の検討

(1) NIPTの進捗状況、課題点を把握し、地域別の登録施設の充足状況を調査する。またNIPTにおける検査の応用、発展状況の把握とともにその意義について情報発信する。

(2) 厚生労働研究班の進捗の把握

遺伝カウンセリング体制、認定遺伝カウンセラーの充足状況、厚生労働省の出生前診断への関与について状況を把握する。

(3) 現況・課題の検討（即時的対応を要する課題を含めて）

妊婦健診と胎児超音波検査について、着床前スクリーニングの現況と課題、出生前診断にマイクロアレイ検査を用いることなど、昨今の出生前診断に関わる問題点について検討する。

### 7. 葉酸摂取などをはじめとして、将来の母児に影響を及ぼしうる各種の要因についての啓発周知への取り組み

妊娠可能な年齢の女性に対する葉酸摂取に係る適切な情報提供の推進について、ホームページやパンフレット等の方策を続けて検討する。また成育基本法の施行に伴い、児に異常、影響を及ぼしうる各種の要因（葉酸を含む栄養摂取、体重管理、喫煙、飲酒、母体疾患、服用薬剤、感染症、メンタルヘルス、既往分娩、前児情報等）を包括的に扱うプレコンセンプション外来の検討も行う。

#### 8. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、先天異常委員会を存置する。

## B. 研修部会

研修部会は、医学・医療の進歩への素早い対応と、医療事故防止の観点から安全な医療の追求を目的として、全会員に最新の医学・医療情報を提供していくことを目標とする。本年度も様々な情報提供手段を駆使して、的確かつ迅速に効率のよい研修方法を供給していくことを念頭に事業を展開、推進する。

具体的な事業は、研修資料（研修ノート、研修ニュース）の作成、最新医療の紹介（医会報学術欄）、DVDを用いた資料の提供、医会ホームページを用いた迅速な情報提供や医会 e ラーニング導入への協力のほか、若者向けにスマートフォンを用いた資料提供も行っている。

また、日本産科婦人科学会学術講演会、日本産科婦人科医会学術集会の生涯教育プログラムにおける企画、協力、並びに資料作成、産婦人科診療ガイドライン作成への協力等を本年度も引き続き行っていく。

令和3年度は以下の事業を行う。

### 1. 研修資料の作成

#### (1) 令和3年度研修テーマ

令和3年度の研修テーマについて、研修ノートNo107・108を作成する。

今回も最近のトピックやフローチャート、図表、写真など多用して「目で見て理解できる」ように構成を考え、早期発刊にむけて努力する。

また、医会ホームページの会員専用ページに掲載および収録形式の検討およびスマホでも見やすい収録の方法も検討する。

研修ノートは、冊子全会員に配布し、医会でも保管する。

また、作成された研修資料に関しては今後医会会員以外の医師にも有料で販売し、活用していただけるような販路を検討する。

#### 1) 「災害時における周産期医療」(No. 107)

執筆者：分担執筆者23名

#### 2) 「裁判事例から学ぶ」(No. 108)

執筆者：分担執筆者未定

#### (2) 令和4年度研修テーマ

研修ノートの原稿執筆を従来よりも早めに依頼し、研修ノートの早期発刊をめざす。産婦人科医として知っておくべきエビデンスや新知見を考慮に入れ、写真や図を多用した構成とする。

#### 1) 「異常子宮出血（AUB）～PALM-COEIN分類に基づいた原因検索と対応～」(No. 109)

執筆者：未定

#### 2) 「帝王切開のすべて～その手技と術前・術後管理のポイント～」(No. 110)

執筆者：未定

### 2. 令和5年度研修テーマの選定

令和5年度の研修目標を定めて、それに沿ったテーマを選定する。

### 3. 生涯研修機会の充実に関する検討

会員のニーズ、研修の内容、研修の利便性（参加や研修のしやすさ）を生涯

研修における3要素と意義づけ、それらを念頭においた研修の充実を図る。本年度も「研修スタイル」に焦点をあてた新たな企画や資料のデジタル化を検討し、広い観点から研修テーマや研修資料などを構築する。

具体的な活動計画として、

- (1) 第73回日本産科婦人科学会学術講演会へ参画・協力し、「生涯研修プログラム」の一環として、「人工妊娠中絶に関する最近の話題」および「これからの周産期の医療安全のためにすべきこと」に関する講演を企画する。  
また、第74回日本産科婦人科学会学術講演会「生涯研修プログラム」へ参画・協力の準備を行う。  
なお、医会・学会共同プログラムである「生涯研修プログラム」の重要性を医会会員以外への広報を考慮して、本年度も医会紹介パンフレットを同封にて配布することを検討する。
- (2) 研修ノートの電子書籍化を継続する。
- (3) 医会ホームページに研修関連のコンテンツを継続する。
- (4) 日本産婦人科医会学術集会や生涯研修会等の企画や研修資料の作成に協力し、会員の効率的な生涯教育に資する。
- (5) 本部会の刊行物としては、研修ノート、研修ニュース、日産婦医会報学術欄等があるが、本年度も将来を見据えたこれらのデジタル化保存を継続する。会員の生涯研修のため、eラーニングシステム運用に合わせてオリジナル教材を作成する。適時他の部署との委員会を開催してテーマを協議する。また、専門医取得のための単位として活用できるよう、講習時間や内容についても検討する。

#### 4. 学術研修情報の提供

- (1) 「研修ニュース」の発刊  
研修ノートではup-to-dateな問題には即応しきれないため、本年度も「研修ニュース」を適宜発行し、重要な新しい情報の提供や必要事項の周知などを行う。
- (2) 日産婦医会報「学術」欄への協力  
会員へ時宜を得た新しい学術情報の提供を図る観点から、本部会にて企画・検討した学術研修情報を、医会報編集部会はじめ関連各部の協力を得て、日産婦医会報「学術」欄に掲載する。
- (3) 「小冊子」の監修・委託・発行  
日常の診療現場で役立つよう、研修ノートの内容などを患者向けに手直した小冊子の監修、改定を行うとともに、販売を委託し、発刊する。

#### 5. 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編2023」の発刊に協力

- (1) 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編2023」の作成に向けて、日産婦学会と協力して、新規Q&A項目の追加・内容の見直しなどを継続して行う。
- (2) ガイドラインの広報に努める。

#### 6. 日本専門医機構更新申請のための支援体制の充実

- (1) 日本産婦人科医会会員が日本専門医機構の更新を、安心して容易に申請す

- るためのマニュアルの整備並びに手引書を医会ホームページに継続して掲載するとともに、各都道府県産婦人科医会との連携を強化する。
- (2) 医会開催の各種研修会に対して日本専門医機構ポイントの付与に関する検討を開始する。
7. 本会が作成した研修資料の全会員への提供に関する検討  
会員からのアクセス等利便性を図り、本会が作成した研修資料を全会員に情報提供できる方策を検討する。
8. 委員会  
上記事業を円滑に遂行するため、引き続き研修委員会を存置する。

### Ⅲ. 医療部

#### A. 医療安全部会

医療安全部会の主な事業は、会員支援、偶発事例報告事業、妊産婦死亡報告事業、母体救命法普及運営事業、母体安全への提言、医療安全への方策（各種調査、マスコミ対応等）と多岐にわたるが、それぞれが密接に結びついている。本年度も、産婦人科医療のより安全な提供体制を確保・維持するため、迅速かつ的確に事業に取り組む。

##### 1. 医療の安全性の向上および安全教育

###### (1) 偶発事例報告事業（2004年～）

会員からの報告される事例を取りまとめ、集計する。報告事例について分類した上で分析・検討を行い、再発防止のために問題点を抽出して発信する。

###### (2) 妊産婦死亡報告事業（2010年～）

妊産婦死亡事例の経過について会員から報告をいただき、妊産婦死亡症例検討委員会と協働して一例ずつ事例検討を行う。成果物である症例評価結果報告書を当該医療機関に送付する。さらに、「母体安全への提言」としてまとめ、周知を図る。

###### ○ (3) 妊産婦重篤合併症報告事業（2021年～）

妊産婦の重篤合併症事例（産科危機的出血による心停止、脳出血、肺血栓塞栓症、羊水塞栓症、敗血症（劇症型A群溶連菌感染症を含む））について、救命できた事例を妊産婦死亡報告事業と同様に報告していただき、妊産婦死亡症例検討委員会と協働して一例ずつ事例検討を行い、救命のための管理法について検討する。

###### (4) 小冊子「胎児心拍数陣痛図の評価と対応」

###### 1) 有料頒布

昨年度「産婦人科診療ガイドライン産科編2020」に準拠して改訂した小冊子を引き続き有料頒布する。

###### ○ 2) 動画作成

小冊子の利用とその理解をより推進するための動画を作成し、ホームページ等で公開する。医業推進部会が学術集会時に開催している講習会を参考に、企業のサポート等も得て、会員がいつでも学習できるハイクオリティな教材とする。

###### (5) 母体救命法普及運営事業

母体救命法普及運営事業として日本母体救命システム普及協議会（J-CIMELS）で定めたプログラムを用いた講習会の開催を通じて全国での母体救命法の普及を推進するとともに、受講者の認定・更新などの業務を行う。

また、海外のガイドラインや他学会・団体の指針をもとにプログラムの更新などを行う学術活動をJ-CIMELSに委託することで、講習内容の最適化をたえず検討することで、最新の母体救命法の普及に努める。

さらに、研修会の開催管理や受講者、インストラクターなどの名簿管理を行うWebシステムの稼働を本格化し、事務作業の負担軽減を図る。

###### (6) 日本母体救命システム普及協議会（J-CIMELS）の活動支援

J-CIMELS設立7団体の一翼を担う立場から、J-CIMELSに委員を派遣し、各委員会での妊産婦の救命に関連する学術活動に協力・支援する。

(7) 無痛分娩関係学会・団体連絡協議会（JALA）の活動支援

JALA設立団体の一翼を担う立場から、協議会に委員を派遣し、各分科会で無痛分娩の安全性確保に向けての活動を支援する。

○1) JALAサイト運営事務局を医会事務局に置く

ホームページにおける無痛分娩の安全な提供体制の構築にむけての活動が円滑に行えるようサイト運営事務局を医会に置く。

○2) 有害事象分科会のサイト

無痛分娩担当医から有害事象報告をJALAのWebサイトで受けつける。報告を基に事例について検討・評価を行い、再発防止のために問題点を抽出して発信する。

○3) 研修体制分科会

「無痛分娩の安全な提供体制の構築に関する提言」（2018.3）にあるカテゴリA～Dの研修を無痛分娩に関わる者が、Webで受講できる体制作りをするとともに、受講者管理も行う。

○4) 情報公開分科会

無痛分娩を取り扱う施設の情報公開（JALAのWebサイトに掲載）を行う。情報公開希望については、掲載内容について精査を行ったうえで公開する。

## 2. 会員支援活動

(1) 会員からの要請に基づく支援

医療安全の確保に問題を抱え、支援を希望する会員（医療機関）に対し、都道府県産婦人科医会や都道府県医師会と連携をして支援する。必要に応じて、施設を訪問する。

(2) 産科医療補償制度の「別紙」に基づく支援

日本医療機能評価機構（産科医療補償制度）の原因分析報告書で同一の指摘を複数回受けた医療機関（会員）に対し、同機構から送る報告書に、医会からの支援案内を同封して送付する。その上で、支援要請があった場合、都道府県産婦人科医会や都道府県医師会と連携して支援を行う。

(3) 医事紛争事案に関する支援

刑事事件や民事裁判であってもその判決が産婦人科医療に大きな影響を及ぼすと思われる事案については、都道府県産婦人科医会と連携し、意見書等を準備し積極的に支援する。必要に応じて小委員会形式等で専門家も交えた意見交換を行うなど、機動的に対応する。

## 3. その他の医療安全のための活動

○(1) 新型コロナウイルス感染症に関する活動

1) 新型コロナウイルス感染症実態調査

昨年度は7月に実態調査を行った。調査後の1年間についての実態把握を行うために昨年度同様の調査を行う。

2) 院内感染予防、家庭内感染予防などの啓発資材作成

実態調査結果および関連各機関が発表している内容を取りまとめ、感染予防についての啓発資材を作成する。

- (2) 第30回全国医療安全担当者連絡会の開催  
時事にあったテーマを全国の担当者と共有し、産婦人科医療の安全性の向上にむけての情報共有を行う。
- (3) 日産婦医会報「シリーズ医事紛争」掲載  
医会報編集部会、医療安全委員会委員等の協力を得て、掲載を継続する。裁判所のホームページや有料の判例データベース、情報誌等の購読を通じて判例情報の収集を図る。
- (4) 関連情報の収集  
必要な資料を適宜作成するために、情報の収集、分析、検討を行い、会員への情報提供および対外的働きかけに活用する。
  - 1) 無痛分娩と脳性麻痺事例の調査  
昨年度入手した原因分析報告書全文版の分析を進める。
  - 2) 子宮破裂事例の検討  
症例分析により子宮破裂に至る機序を解析する。
  - 3) NCPR有資格者の配置状況の把握  
施設情報調査の情報を分析する。
  - 4) わが国の無痛分娩施行状況の把握  
施設情報調査の情報を分析する。
- (5) 協力事業  
関連団体等と連携した対外的働きかけや会員への情報提供
  - 1) 羊水塞栓症の血清検査事業（2003年～）  
浜松医科大学で行っている同事業に協力する。
  - 2) 産科医療補償制度（2009年～）  
日本医療機能評価機構と脳性麻痺児の周産期管理上の課題を共有し、会員に再発防止に向けた注意点の情報提供を行う。
  - 3) 医療事故調査制度（2014年～）への協力と会員への助言  
医療事故調査制度に関し、会員への的確な助言を行う。特に、死産をはじめとする産婦人科関連死亡について、会員へ助言する。必要があれば、報告事例について検討し、フォローアップを行う。

#### 4. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、医療安全委員会を存置する。

## B. 勤務医部会

勤務医部会では、産婦人科勤務医にとって有益な情報を提供することを目的として事業を行っている。本部会では毎年全国の分娩取扱い施設に対するアンケート調査を行ってきた。全国の分娩取扱い病院は13年前に比べて22%減少した。日本全国の分娩数は減少傾向だが、施設当たりの分娩数は増加している。しかし集約化や働き方改革が進んだことなどから、全施設の1カ月平均在院時間は、昨年度の調査で初めて過労死認定基準ラインを下回った。2024年から適用される「医師の働き方改革」では「36協定で締結できる時間外労働上限」があり、その基準を全施設で満たすためには、今よりもさらに在院時間を減少させる必要がある。産婦人科医は現在約半数が女性医師となった。そしてこの中で勤務緩和を必要とする妊娠・育児中の医師が約半数である。院内保育所の設置率は7割以上に達しているが、育児中の女性医師のうち当直をしている医師は4割を下回る。産休・育休を終えた女性医師が完全職場復帰できなければ、それ以外の医師への負担が増すことは明白である。

これらの調査報告から勤務医部会では従来から行っていたアンケートによる全国調査を継続して行うとともに、産婦人科勤務医支援対策として、様々な環境に対応した施策の検討や、勤務医懇話会の開催、また本会ホームページ内の「女性医師支援情報サイト」を発展させた「働き方改革情報サイト」を通じて有用な情報を会員に提供できるよう充実を図っていく。また年2回の「勤務医ニュース（JAOG Information）」の発行、さらに厚生労働省や日本医師会など関連団体との連携も進めながら、あらゆる産婦人科勤務医の就労環境の改善に向けて提言していきたい。

勤務医部会では産婦人科勤務医支援のために、本年度の事業を以下のように計画する。

1. 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査  
本年度も継続する。本調査は、全国規模の経年調査として唯一の分娩取扱い病院の産婦人科勤務環境の実態調査である。産婦人科勤務医の待遇に関する調査は平成19年より開始し本年度で15回目、女性医師に関する調査は平成20年より開始し14回目となる。  
本調査では1次施設から高次施設にわたる病院機能、男女医師数と分布、勤務環境（当直回数・在院時間）、妊娠・育児中の女性医師率と勤務状況、院内保育所等の女性医師勤務支援体制の経時的変化を追っている。さらに近年は、フリー医師、介護中の医師の勤務、常勤先以外の外部施設（いわゆるバイト）における当直回数を調査している。  
医師の働き方改革に際して、現段階の勤務状況把握は必須である。女性医師が爆発的に増える中、医師間の勤務環境の格差も大きい。当直担当医師の過酷な労働環境の改善を求めるとともに、働き方改革が医療の量・質の低下へと繋がらないよう、現状を踏まえた必要な具体的施策が提示されなければならない。本調査の結果については、本会の定例記者懇談会やその他のメディアを通じて情報を発信し、社会的施策の必要性につき継続的な注意喚起を行っていきたい。
2. 働き方改革情報サイトの運営

本会ホームページ内の「女性医師支援情報サイト」を発展させて、「働き方改革情報サイト」として、女性医師支援のみならず働き方改革全般に対応した情報提供を会員に行えるよう充実を図る。

### 3. 勤務医懇話会の開催

例年、日本産婦人科医会学術集会時に、若手医師を中心とした勤務医懇話会を行ってきた。本年度も担当都道府県産婦人科医会と調整のもと、開催ブロック産婦人科医会推薦者を対象に開催する。

また、保育事情、家庭環境、風土などによって個々人の職場環境は異なっており、一律な支援策では対応は難しい可能性がある。「勤務医」と一言と言っても勤務形態や雇用形態も千差万別である。前述の懇話会以外にも、現在まで様々な働き方について懇話会を行い、検討を重ねてきた。昨年度は「診療所勤務など多様な働き方についての懇話会」を開催し、診療所で勤務する医師に話を聞き働き方の変化や今後の課題について検討を行った。今後も多様性に対応するため今まで詳細が不明であった立場の医師（介護中や一旦休職している元勤務医など）による懇話会の開催を企画する。

### 4. 勤務医ニュース（JAOG Information）」の発行

勤務医が必要とする様々な情報をはじめ待遇改善や女性医師支援に役立つ情報を提供することを目的とし、年2回発行する。アンケート調査結果や懇話会の内容は勤務医ニュースにも掲載する。

### 5. 関連団体との連携

厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会サステイナブル産婦人科医療体制確立委員会、各大学女性医師支援センターなどの関連団体と連携を進め、性別に関わらず能力を発揮して活躍できるための施策を提言し、働きかけていく。

### 6. 委員会

勤務医部会の活動のため委員会を存置する。

## C. 医業推進部会

医業推進部会は、産婦人科医業を行う上での様々な問題に対して、その問題点を抽出・検討し、その対応策について立案・提言を行い、会員に正確な情報を提供することを目的にしている。その目的を遂行するために、①無床診療所問題小委員会、②有床診療所問題小委員会の2つの小委員会を設ける。分娩数の減少のみならず、人口減少および高齢化率の上昇を見据え、生涯にわたる女性の健康をカバーする医療を提供することで、学問的および経営的魅力を発信できるように、新たな診療分野への参入を戦略とした診療所の経営的基盤の安定を目指す。

また、今回新たに発生した課題として新型コロナウイルス感染に伴う分娩数の減少や受診控による経営悪化の問題、不妊治療の保険適用化に向けた課題がある。特に不妊治療の保険適用化に対応するためARTに精通した委員を有床、無床の枠を超えて任命する。

無床診療所問題小委員会ではこれらの診療所の収益増加、経営安定のための医業のあり方を検討し提言を行う。有床診療所問題小委員会は、地域における周産期システムを守るために、有床診療所の経営基盤の安定と質の高い医療サービスを提供する方策を検討する。

また、母子保健に関わる公的事業や政策に関する問題についても、対応を検討する。産婦人科医業全般に関わる問題の発生時には、総務部とともに政策的な提言作成の諮問を受け、適時横断的な委員会を立ち上げ早急に意見をまとめ運営委員会へ提言することを目的とした緊急対応機能も持つものとする。

### 1. 無床診療所問題小委員会

- (1) 無床診療所の経営改善に向けた調査検討を実施し、収益に寄与する保険診療上の工夫や自費診療を行う上での工夫、新たな分野への参入などについて提案する。
- (2) 作成した骨子を医療保険部会等関係各部と協議の上、具体的な方策提言書を作成して会員に的確な情報を発信する。
- (3) 女性のライフサイクルを見据えて思春期のヘルスケアから老年期の在宅医療まで幅広く取り組むための提案を行い、今後成育基本計画で提示されることが予測される予防医学等を展開する方法を提案する。地域包括ケアシステムへの参入やオンライン診療の動向も把握する。
- (4) 不妊症治療の保険適用の拡大にむけて、具体的な問題点を抽出してその対応方法を策定する。
- (5) 情報技術（IT）部会と連携を取りながらオンライン診療参入に向けた準備をする。
- (6) 緊急避妊薬OTC化への議論が進みそうな情勢に備えて、患者を適切な婦人科受診につなげる方策を検討し提言する。

### 2. 有床診療所問題小委員会

- (1) 分娩を取り扱う有床診療所の存続や継承に関わる問題について多角的に検討し、政府が進める働き方改革を見据えてその政策を有利に活用できるような提言を行うことによって産科有床診療所を支援する。新規開業への政策的支援とともに、現存の有床診療所の経営に対する援助を行政から引

き出せるよう、日本の周産期医療における有床診療所の必要性を訴えていく。

- (2) 全国有床診療所連絡協議会との連携強化を図る。有床診療所の問題を具体的な施策に掲げ、成果を出すためには日本医師会有床診療所委員会や全国有床診療所連絡協議会（以下全国有床診）に積極的に参画、協力して両会における産科医の発言力を高める必要がある。そのためにも全国有床診の組織強化に協力し、産科医の新入会員獲得を図ることが必要である。本委員会では全国有床診未入会の会員に全国有床診の活動を詳細に紹介し、入会を促進する。また全国有床診に対しては産科の立場から積極的に発言を行っていく。
- (3) 出産育児一時金の増額にむけ、適切な分娩費用のあり方について検討する。会員が出産育児一時金の額に左右されず適切な分娩費を設定できるように環境整備を行う。

### 3. 医業経営の実態調査と全国医業推進担当者伝達講習会の対応

医業経営に関する知見やアイデアを伝達するため各都道府県産婦人科医業推進担当者を対象として伝達講習会を毎年開催してきたが、講習会内容が会員に広く伝達されていない実態が調査により判明した。そこで本年度は分かりやすい内容の講習パッケージの検討、伝達しやすい媒体、各ブロック協議会に合わせたミニ講習会の検討など、医業経営の向上に資する効果的な講習会のあり方の検討を行うことを主な事業とする。また伝達講習会の開催は隔年開催とし、本年度は調査できた内容を集合またはWebにて開催する。また、有床、無床を問わず、産婦人科医業の経営について実態を忠実に示す信頼性の高い医療経済実態調査がなく、信頼性の低い報告により医療政策の方向性を誤ることを避ける必要がある。そこで本年度は医業経営に関するアンケート調査を実施し、収益率および診療報酬改定の影響、自由診療の実態などについて基礎データを得る。

今回、特に新型コロナ感染による経営上の影響を調査していく。少子化の影響の調査も加える。

### 4. 公的事業および医療政策に関する問題への対応

- (1) 産婦健診の公費負担の広域化を推進する。
- (2) 産後ケア事業・産婦健診事業が医業として成り立つよう検討し提言を行う。
- (3) 妊婦健診の現物給付化を阻止する。
- (4) 出産育児一時金の増額にむけ、適切な分娩費用のあり方を検討する。
- (5) 働き方改革に関する正しい情報を会員に伝達するとともに、各施設の経営が圧迫されないよう国に対して制度の柔軟な運用を働きかける。

### 5. メディカルスタッフ関連事項への対応

急速に進む医療の高度化・専門化・細分化に伴い、医療の質の向上とチーム医療推進のため、メディカルスタッフの役割が高まっている。その対応としてメディカルスタッフ生涯研修会を開催してメディカルスタッフの技量を向上させることに務める。有床診療所を対象としてCTG判読や母体救命、NCPRの研

修を引き続き行っていくと同時に無床診療所に勤務するメディカルスタッフの研修にも目をむけ、OC/LEP服薬指導や避妊指導などにも取り組んでいく。

6. 医療と医業の項（日産婦医会報）の継続

医療と医業に関する原稿を会員から募集し、医会報編集部会と協議の上で掲載する。

7. 喫緊の課題に対し、即時に対応できる体制の構築

産婦人科医業全般に関わる重要な問題が発生した場合は、即時に対応でき見解がまとめられる体制を適時構築し、執行部へ提言できるようにする。

8. 関係各部および関連諸団体との連携

医業推進部会の事業に関連する諸問題については、本会内他関係部門、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、全国有床診療所連絡協議会、日本看護協会、日本助産師会等の外部組織とも連携し、円滑な事業の推進を図る。

9. 委員会

事業を円滑に進めるために医業推進委員会を開催する。活動に当たりメーリングリスト等を活用する。必要に応じて小委員会・部会を開催する。会議は特に新型コロナウイルス感染対策を考慮してWeb開催を実施して通常形式の開催は必要最小限に留める。

## D. 医療保険部会

令和2年度の診療報酬改定の結果を受けて、医療保険部会ではその具体的運用について検討してきた。しかし新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、昨年度は会員への周知が十分に行えなかったため、令和3年度においても医療保険委員会や各ブロックにおける医療保険協議会での議論を通じてこれを深める。特に新設された婦人科特定疾患治療管理料の適切な運用を図る。また恒久化の方針が打ち出されたオンライン診療の産婦人科領域への適応拡大と妊婦に対するオンライン診療体制構築をテーマに、オンライン診療プロジェクトチームや医業推進部会と共に検討していく。

次回以降の診療報酬改定は、新型コロナウイルスに対する支援金のため今後も財政出動が続き、経済の低迷から税収が減少し社会保障に対する財源が不足することなどから、極めて厳しいものとなることが予想される。そこで令和4年度の診療報酬改定に向けて取りまとめた医会の新たな要望事項を、日本産科婦人科学会を始め女性医療関連の諸学会と緊密に連携を取りながら、その内容に応じて外科系学会社会保険委員会（外保連）・内科系学会社会保険連合（内保連）・日本医師会などに提出、実現に向けた活動を進めていく。さらに、このような状況下で菅総理の指示で検討が始まった不妊治療の保険適応に関しては、十分に注視し、保険化によって医業経営が圧迫されないよう医業推進部会とも連携し対応していく。

### 1. 産婦人科診療報酬の適正化へ向けた活動

現行医療保険制度における診療報酬体系は如何にあるべきかを模索するとともに、社会的、経済的情勢をふまえてマクロ的視点から適正な産婦人科診療報酬を研究し、その実現に向けて提言し行動する。

### ○ 2. 次期診療報酬改定への要望事項の整理と実現に向けた活動

令和4年4月に予定される診療報酬改定に向けて、ブロック医療保険協議会、全国医療保険担当者連絡会、医療保険委員会などから提案された要望事項を整理し、日本医師会、外保連、内保連、日本産科婦人科学会などとの密接な連携のもとでの調整の他に、中医協における議論の経緯にも注視しつつ、時機にあった項目を重点的に再整理し積極的に関係諸団体に働きかける。

### 3. ブロック医療保険協議会や各都道府県産婦人科医会担当者との連携

- (1) 医療保険事業の活動推進のため、要請に応じてブロック医療保険協議会、各都道府県産婦人科医会医療保険研修会等に協力する。診療報酬点数表の解釈について、運用上の疑義がある場合は可及的速やかに対応する。
- (2) 医療保険に関する問題について、特に周知徹底を図る必要が生じた場合は、随時各都道府県産婦人科医会の担当者を通じて会員の研修を企画する。
- (3) 診療報酬の適正化に向けた提言、要望をブロックや各都道府県から収集する。

### 4. 診療報酬点数表における運用上の新規事項や疑義解釈について会員への伝達

- (1) 医療保険および診療報酬点数表における運用上の疑義解釈や新たに発出

された通知等で、重要なものについては可及的速やかに会員に伝達する。

- (2) 伝達の手段としては、日産婦医会報および医会ホームページ、またはブロック医療保険協議会、各都道府県産婦人科医会医療保険研修会などの場を活用して行う。

5. 関連諸方面との連絡折衝

産婦人科医療保険診療の円滑な運用のために、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、外保連、内保連など関係諸団体との連絡折衝を図る。

6. 委員会

医療保険委員会を存置する。また、必要に応じ医療保険小委員会を開催する。

## IV. 事業支援部

### A. 女性保健部会

本部会は、周産期医療や婦人科がんに関する諸問題を除く、小児・思春期から中高年期に至る女性の健康問題について、現在注目されている課題を抽出し、調査・分析や資料作成を行い、できることから速やかに、産婦人科医、並びに社会に対して啓発していく活動を行っている。平成30年12月に成立した成育基本法には、すべての妊婦、子どもおよびその保護者に対し、妊娠期から成人期まで切れ目のない支援を保証することが謳われており、本部会の活動を推進していくことはきわめて重要である。

15歳以下の予期しない/計画していない妊娠・出産を限りなくゼロに近づける施策を重点課題に取り組んでいるが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大下で女性の置かれる状況変化を考慮し、より適切で丁寧な活動をしていく。令和2年度開催できなかった性教育指導セミナー全国大会の開催、性暴力・性犯罪被害者支援に向けての内閣府、警察、日本救急医学会、各被害者支援団体と連携・協力、さらに東京オリンピック後も含めた女性アスリートの健康向上/診療に関する支援継続、中高年女性の健康支援のほか、プレコンセプション・ケアの啓発に関する検討、更年期障害と就労女性についての基礎的調査の検討をするなど、本年度も幅広い活動を展開していく。

#### 1. 性に関する健康教育

(1) 小児期から性の正しい情報に触れ、被害を防ぎ、助けを求められるようにする

近年、SNSの発達などにより、様々な情報を子どもでも簡単に手に入れることができるようになってきているが、正しくない情報もあふれている。本邦においては、大人も性に関する知識が十分とはとても言えない状況である。子どもに正しい情報を伝えるためのスライドやマニュアルを用意している。

##### 1) 性教育講演用スライド

「思春期って何だろう？性って何だろう？」を作成しており、日本産婦人科医会のHPから入手できるようになっている。本年度もバージョンアップなど、スライドの整備や活用に向けた対応を継続する。

##### 2) 「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」の活用の検討と啓発

子どもに月経や妊娠ほか、性に関する質問をうけたときの対応の際に役立てられることのできる「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」を作成している。現在は平成29年度版が販売されており、このマニュアルの活用と5年ごとのリニューアルについて検討していく。

(2) 性教育指導セミナー

性教育において必要な情報を学ぶとともに、シンポジウムにおいて、ディスカッションを行っている。

本年は、第43回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会(開催担当：沖縄)を開催する。

メインテーマ：脳科学が解き明かす愛と性と生～青春の生き方を理解し、

見守り・育てる～

WEB開催・オンデマンド配信（LIVE配信なし）

WEB会期：2021年7月5日（月）～7月26日（月）

開催担当都道府県と連携し支援する。開催後はセミナーのあり方を協議し、次回に生かす。また、日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会開催後、集録集を作成する。今後の開催地の誘致活動を行う。

今後の予定

- ①第44回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会  
（2022年開催：山形県担当）予定 ※2020年からの延期
- ②第45回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会  
（2023年開催：静岡県担当）予定
- ③第46回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会  
（2024年開催：奈良県担当）予定
- ④第47回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会  
（2025年開催：埼玉県担当）予定

(3) プレコンセプション・ケア（妊娠前のケア）の啓発

晩婚化、晩産化は個人の選択の結果であるとはいえ、「産みたいときに産める」という人生設計が、ややもすると計画通りにいかず不本意な結果になりかねない。このような時代背景もあって、プレコンセプション・ケア（preconception care）は従来にも増して重要課題となっている。これは、近い将来生まれるかも知れない子どもの健康を守るだけでなく、子どもを持つか持たないかにかかわらず、すべての男女の健康の保持増進をも可能にするものである。

- 1) プレコンセプション・ケアについて共通理解を図る。
- 2) CDCが提案しているプレコンセプション・ケアのガイダンスなどをもとに、具体的な取組みについて検討する。

(4) 更なる性の健康教育の充実を目指して

- 1) ユネスコ「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」【2020年改訂版】から、国際基準の包括的性教育について学ぶと同時に、主要先進国における性教育の実践教材等を収集・検討する。

- 2) SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を巡るさまざまな問題の中でも思春期に巻き込まれやすいデートDV・リベンジポルノ・セクスティングなどについて、書籍や専門家を招いて学ぶとともに、SNSリテラシー・被害に遭った場合の対応や支援について検討する。

2. 思春期・成熟期に大切な問題点を抽出し、学校現場および社会的な啓発と対応を図る。

- (1) 15歳以下の予期しない/計画していない妊娠・出産を限りなくゼロに近づける活動

特に15歳以下（できれば高校生の思春期女子にまで拡大）の予期しない/計画していない妊娠・出産ゼロを目指して教育、啓発を行うことは、女性の心身の健康のみならず、児童虐待防止につながる。併せて年齢上昇に伴う妊孕性の低下や高年出産のリスクも含めて、女性には妊娠・出産適齢期があることも思春期男女に対する性の健康教育に組み込む必要がある。これらにつ

いて、国、国会議員、地方自治体や関連諸団体にも引き続き働きかけていくと共に、学校現場などからの産婦人科医による講話の依頼や、教育委員会、学校、医師会との連携の要請に応えるべく、連携の窓口を各都道府県産婦人科医会の中に置くように組織づくりを引き続き進めていく。

○ 2020年3月に行った性教育実施における課題および講師派遣窓口設置状況調査について、本年度再度47都道府県に向けて調査を行う。

(2) 性暴力・性犯罪被害者支援に際しての連携と協力

1) 「産婦人科医における性犯罪被害者対応マニュアル(実践編)」および「性犯罪被害者診療チェックリスト」改訂版の活用。

2) 女性保健拡大部会の開催

性犯罪被害者への公的支援を統括する警視庁、警察庁を含めて、警察関係者、性犯罪被害者支援にあたっている医療従事者、弁護士、精神科医、救急医、泌尿器科医、支援団体などとの意見交換の場を本年度も設ける。

女性保健拡大部会の今後のあり方について、これまでの出席者やその所属する団体へアンケート調査などを実施して検討する。また、拡大部会の存在や意義について、医会会員へ広報する。

3) 日本救急医学会や外科系学術団体(日本小児外科学会等)との連携した性犯罪被害者支援の検討

被害者の初期診療をよりすみやかに有効に行うために日本救急医学会や外科系学術団体(日本小児外科学会、日本性機能学会等)と協力し、ワンストップ支援センターとの連携を図るための有効なシステムを検討する。

4) 妊娠ワンストップサービスセンター(仮)の実現に向けた検討

平成29年度に立ち上げた、妊娠ワンストップサービス検討プロジェクトでの協議を踏まえて、妊娠ワンストップサービスセンター(仮)設立に向けた活動を検討する。

5) 若年女性と司法に関する勉強会の開催

乳幼児虐待加害者や若年妊娠のハイリスク集団といえる矯正施設入所者に対する性教育や産後の母児分離問題について、関係団体と意見交換を行う。

(3) 女性アスリートのためのワーキンググループの活動

女性アスリートが、自身の体の状態や月経および月経異常、月経移動などについて、産婦人科を受診して適切な診療やアドバイスを受けやすい環境を作るための活動を行う為、女性アスリート健康支援委員会が行う講習会や資料作成等に協力する。また、女性アスリートに対する診療に詳しいスポーツドクター等にも参加を要請し、本年度もワーキンググループの活動を行う。なお、これらの活動については、女性アスリート健康支援委員会の構成団体として、他の構成団体と連携して協力する。

女性アスリート健康支援委員会主催の産婦人科向け講習会は2018年度に47都道府県すべてにおいて終了した。この講習会に参加した産婦人科医の今後の研修継続、並びにスキルアップのための定期的な産婦人科医向け講習会の開催について検討・協力する。

(4) 緊急避妊法の適正使用に向けた周知と啓発

対面なしのオンライン診療がスタートしたこともあり、国民の関心が高まっている。昨年度、全国の薬剤師に対する研修を円滑に進めるためのセミナーを開催したが、その後の研修状況などについて把握するとともに、オンラ

イン診療における問題点と課題などについて詳細に検討する。さらにスイッチOTC化への可能性についてもその是非と問題点を探る。一方、産婦人科医以外の医師が緊急避妊法のオンライン診療を行うためのWeb講習を日本医師会主導で令和2年度4月より開始したが、当委員会を中心に医会が全面協力をしている。その効果・影響について、厚生労働省、医師会とも連携を取って情報収集し検討するとともに、令和2年度に日本医師会内に新しく作られたオンライン診療検討委員会にも引き続き協力していく。

(5) ホルモン製剤の動向把握・啓発

ジェネリックの登場、フレキシブル投与法や連続投与法などを含め、新しいOC/LEP剤が続々と開発、発売されているが、改めてその動向を把握し普及啓発について検討する。

3. 更年期

2020年6月現在の女性の年齢階級別人口には70～74歳と45～49歳を中心とした2つのピークがある。更年期世代と言われる40歳～59歳までの人口は約170万人おり全女性人口の26.6%を占めている。また閉経後女性（50歳以上）の人口は50.6%と半数を超えた。この更年期世代から老年期女性における疾病予防・健康増進に婦人科としての関わりを推進する。またそのための適切な情報をアップデートし適時提供する。

婦人科外来診療・オフィスギネコロジーが診療の柱となり、婦人科医によるかかりつけ医を目指し支援する。

働き方改革および女性の活躍など、社会制度と連動した婦人科的な女性労働者に対する支援を模索する。

(1) 既刊資料の利用促進と活用

- ・「ホルモン補充療法（HRT）の実際・チェックシート」
- ・「産婦人科医のための生活習慣病診療マニュアル」
- ・「産婦人科における骨粗鬆症診療の手引き」
- ・「尿失禁の診療アルゴリズム」

など広報し、必要に応じてアップデートしてゆく。

(2) 更年期障害と就労女性についての基礎的調査を検討する。

- ・働く女性自身へのアンケート
- ・企業の健康管理担当者、産業医および保健師へのアンケート
- ・企業の健康管理担当者、産業医および保健師向けに、「産業医・保健師のための更年期婦人科相談マニュアル」作成を検討する。
- ・婦人科受診への動機付けを推進する。

○ (3) 早発閉経・早発卵巣不全の診断と健康リスクおよびヘルスケアとしての治療と管理について、その啓発方法について検討する。

(4) 周閉経期・閉経移行期におけるOC・LEP使用に関する情報の提供を検討する。

- ・海外のガイドライン・ステートメント・指針を収集する。
- ・安全な使用を目指した、具体的な管理の手引きとなる冊子の編集を目指す。

○ (5) ホルモン補充療法（HRT）をめぐる世界的な動向、推奨とリスク管理について、新しい情報を収集しその信頼性を吟味・検討し、必要と考えられる情

報を適宜会員へ反映する方法を模索する。

- (6) 働く中高年女性におけるCOVID-19パンデミックの影響を、自粛・テレワーク・在宅勤務の観点から、心理面・身体面の健康問題をアンケート調査等で抽出する意義があるか無いか、またそれにより今後の働き方への提言にも繋がるか否かを検討する。
- (7) 骨粗鬆症診療への積極的関わりを推進する-心理面と身体面-
  - ・「産婦人科における骨粗鬆症診療の手引き」の見直し。診療上の問題点を調査し、必要とされる資料の提供を目指す。
- (8) 生活習慣病（脂質異常症、高血圧、糖尿病、慢性腎臓病など）の診断、管理に積極的に婦人科医が関わられるようにするため、「生活習慣病診療マニュアル」を外来診療に生かすための手引き、実臨床を念頭に入れた処方の実際など、活用の補助資料の作成を検討する。
- (9) 過活動膀胱、骨盤臓器下垂・脱および腹圧性尿失禁に対し、薬物療法を行う前の実践すべき行動療法（膀胱訓練や骨盤底筋体操）の実際について、指導する医師、行う患者ともに理解しやすい動画の作成を目指し、その手順について検討する。
- (10) 更年期診療、生活習慣病診療が、それにかかる診療時間や特別な管理の対価となるよう、会員の診療報酬向上を目的とし関連した保険収載されている医療制度の整理を行うことを検討する。

- 4. 令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）  
研究課題名（課題番号）：新型コロナウイルス感染症流行下の自粛の影響—予期せぬ妊娠等に関する実態調査と女性の健康に対する適切な支援提供体制構築のための研究（20CA2062）研究代表者 日本産婦人科医会 安達知子（申請金額：金31,200,000円）の研究成果から、女性の健康に対する適切な支援を推進する。また、研究成果の広報と成果物の活用を検討する。  
さらに、先進国の性教育ガイダンスやガイドライン等を参考に、新たに「性教育の発達段階に応じた到達目標」を作成し、各種関連団体へ働きかけるなど、これを実行できるような仕組みを検討する。

#### 5. 女性保健（産婦人科医療）の一般社会への働きかけとその対応

産婦人科医が女性のprimary careを担う専門医として、一般女性への適切な医学的知識の提供と産婦人科医療への理解・啓発を図るため、女性の健康週間や女性保健向上に向けた公開講座（日本産科婦人科学会と合同で実施）等の活用と、関連の諸団体や業界等との協調などを通じて、社会的なアピールに努める。

#### 6. 関連諸団体との連絡提携

各省庁や日本医師会、日本産科婦人科学会等と連絡し、円滑な事業推進を行う。特に、日本医師会学校保健委員会に対しては、行政が予算措置をしている地域教育委員会と医師会による専門医の学校派遣に、産婦人科医が参画できるように、密に連絡をとり、医会会員に広報する。また、学校医から思春期女子への健康教育の基本指導ができるように、「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」および本会ホームページからダウンロードできる

「思春期ってなんだろう、性ってなんだろう」の性教育スライドの利用を推進、啓発する。

- 令和2年10月～令和3年9月までの公益財団法人日本財団による「性と妊娠にまつわる有識者会議」（医会より安達常務理事が委員）と協力し、国際的視点からみた「適切な思春期性教育」の推進を図り、予期せぬ妊娠や性暴力の抑制へ向けての活動を行う。

日本医師会の学校保健委員会（医会より宮国幹事が委員）を通して、文部科学省の学校保健に対する考え方の情報を得やすいが、これらを会員に広報、啓発することで子供たちの健康教育や健康増進に寄与する。本年度の新規事項として、学校教育の中にがん予防が組み込まれることから、産婦人科領域におけるがん予防について、啓発するような活動を行っていく。また、学校医の全国大会などに、産婦人科領域のテーマを盛り込むことにより、思春期の性の諸問題などについて、学校医に直接考えていただく機会を増やす。

また、本会ホームページの一般向け「健康のこと」のサイトの作成に協力する。

## 7. 委員会

以上の事業を遂行するために、女性保健委員会を設置する。

## B. がん部会

精度の高い子宮がん検診（HPV検査、液状化細胞診（LBC））の普及に向けた活動、HPVワクチンの接種勧奨再開へ向けての活動、乳がん検診への産婦人科医の参入に向けての活動と支援、を主な事業計画とし、がん対策委員会メンバーを中心として活動を行っていく。

### 1. エビデンス（EBM）に基づいたHPV検査、LBC等の有用性の検証と論文発表

HPV検査、LBCは本邦においても普及しはじめており、各地域で有用性を示すエビデンスが蓄積されつつある。がん部会では、国内各地域で実施されているHPV検査やLBCのデータを集約し、本邦のデータとしてまとめる。またがん部会独自で多施設共同研究を行い、エビデンスを蓄積する。得られたEBMデータをもとに、これらの有用性を国、自治体にアピールし、全国的な普及への礎とする。

#### （1）HPV検査併用検診のEBM

HPV検査併用検診を実施している全国8地域（北海道、栃木、千葉、福井、鳥取、島根、佐賀、宮崎）のデータの分析から、HPV併用検診では細胞診単独検診時代に比べて、 $\geq$ CIN2、 $\geq$ CIN3の発見率が各々、2.1倍、1.8倍と上昇が見られた（第60回日本臨床細胞学会総会、2019年6月など、論文執筆中）。また、細胞診 $\geq$ LSILでHPV陰性症例は115,273例中、298例（0.26%）であった（Kurokawa T, Suzuki M et al. Mol Clin Oncol 13:22, 2020）。

以上より、HPV検査並びにHPV検査併用検診の有用性が示唆された。

#### （2）LBCのEBM

日本対がん協会の協力のもとに子宮頸がん検診における従来法による細胞診とLBC細胞診を比較検討したところ、LBCでは不適正検体が有意に減少することが明らかとなった（Ito, K., Suzuki M. et. al: Jpn J Clin Oncol 2019;1-8）。

- 日本対がん協会のデータをもとに、「日本対がん協会支部の子宮頸がん検診において、液状化法による細胞診の採用ががんを含むCIN2以上の高度病変の検出に及ぼす影響の評価（仮題）」の研究をスタートさせる。この研究により、LBCが $\geq$ CIN2の発見率を上昇させるか否かを検討する。

#### ○（3）LC1000（剥離細胞分析装置）の子宮体癌補助診断としての有用性の検証

医会主導の多施設共同前向き研究により、LC1000（剥離細胞分析装置：細胞のDNA量の分布から細胞増殖能を反映した独自の指標であるCPIx値を算出する医療機器）の子宮体癌補助診断としての有用性の検証試験をスタートさせた。LC1000の有用性を検証するとともに、産婦人科医が子宮内膜細胞診に積極的に参画する素地を形成する。

#### （4）妊婦における至適細胞診採取方法に関する検討

綿棒による妊婦を対象とした細胞診は偽陰性の頻度が高いことが指摘されている。妊婦を対象とした細胞診データを後方視的に集積、検討し、至適な細胞採取法を見出す。

- 厚労科研、宮城班の「妊婦健診として行われる子宮頸がん検診の有用性と適正実施方法に関する研究」に医会がん部会が参画し、共同研究を施行する。

#### （5）HPVワクチンの有効性に関する本邦におけるEBM

子宮頸がん対策型検診の結果を集計した多施設共同研究から、HPVワクチ

ン接種により前がん病変（CIN）の減少が確認された（Tozawa-Ono A, Kinoshita K et al. Hum Vaccin Immunother 2020 Oct 29:1-5）。

○（6）子宮頸がん検診における未受診者対策としての自己採取HPV検査の検証

すでに欧米の数か国では自己採取HPV検査が検診プログラムに取り入れられている。それにより未受診者の検診率上昇効果が確認されている。日本では職域検診、また個人でこの検査が行われ始めている。その精度と至適方法の検証の必要性がせまられている（「検診未受診者対策としての自己採取HPV検査」医会報 2020年3月号「羅針盤」）。

本検査法の評価と至適トリアージを確立するため、がん部会主導で「自己採取HPV検査の精度の検証と至適運用をめざした日本産婦人科医会・がん部会の臨床研究」をスタートさせる。

2. 精度の高い子宮がん検診（HPV検査併用検診、液状化細胞診（LBC））の普及に向けた啓発活動

（1）子宮頸がん征圧に向けた日本産婦人科医会、日本対がん協会共同事業

精度の高い子宮頸がん検診に向けたHPV検査、LBCの普及、またHPVワクチンの接種率向上などにより、子宮頸がんの早期発見・予防に努め、子宮頸がんの征圧を図るため平成28年から5年間、日本対がん協会と共に事業を行ってきた。

本年度はコロナ禍のため開催数は減少したものの、Webを活用し共同事業をパイロット的に施行した。これまでの成果として、北海道、岩手県、長崎県、福島県、鹿児島県においてLBCの導入、さらに最近では岐阜県でもLBCが導入された。また一部ではHPV検査がオプションとして導入されることが決定した。5年間の活動により共同事業には一定の効果がある事が確認されたため、令和3年度も引き続き実施することとした。

また本年度は2020年7月29日に国立がん研究センターより、「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン2019年度版」が公開された。このガイドラインは、HPV検査の重要性を取り上げた点は評価に値するが、欧米のエビデンスをもとに推奨グレードを定めており、わが国の実情にそぐわない面がある。

2021年度はこのガイドラインの問題点を整理し、わが国に適したHPV検査の導入法を示していきたい。1）そして地域の実情に即したHPV検査を併用した精度の高い子宮がん検診の普及に努める。

また検診受診率向上を目指し、未受診者対策としての自己採取HPV検査の精度評価と適切な運用法を模索していく。2）LBCに関しては、わが国でも徐々に導入が進んでいる。LBCの効果は日本産婦人科医会・日本対がん協会との共同研究から、不適正標本を減らすことは明らかとなった。3）2021年度はさらにLBCが $\geq$ CIN2の検出率向上に寄与するか否かを検討する。この研究に関しては、すでにプロトコールができており、今後データを集積し、解析する予定である。

1）鈴木光明：「子宮頸がん検診ガイドライン（国立がん研究センター）」の公表を受けて。医会報 2020年10月号

2）鈴木光明：検診未受診者対策としての自己採取HPV検査。医会報 2020年3月号（羅針盤）

3) Ito K, Suzuki M. et al. A comparison of liquid-based and conventional cytology using data for cervical cancer screening from the Japanese Cancer Society. Jpn J Clin Oncol, 2019.1-8

<内容>

1. LBC、HPV検査の普及にむけた啓発活動
2. LBC/HPV検査併用検診の全国データの集積・メディアへの働きかけ
3. 未受診者対策のための自己採取HPV検査の精度評価と適切な運用法の構築

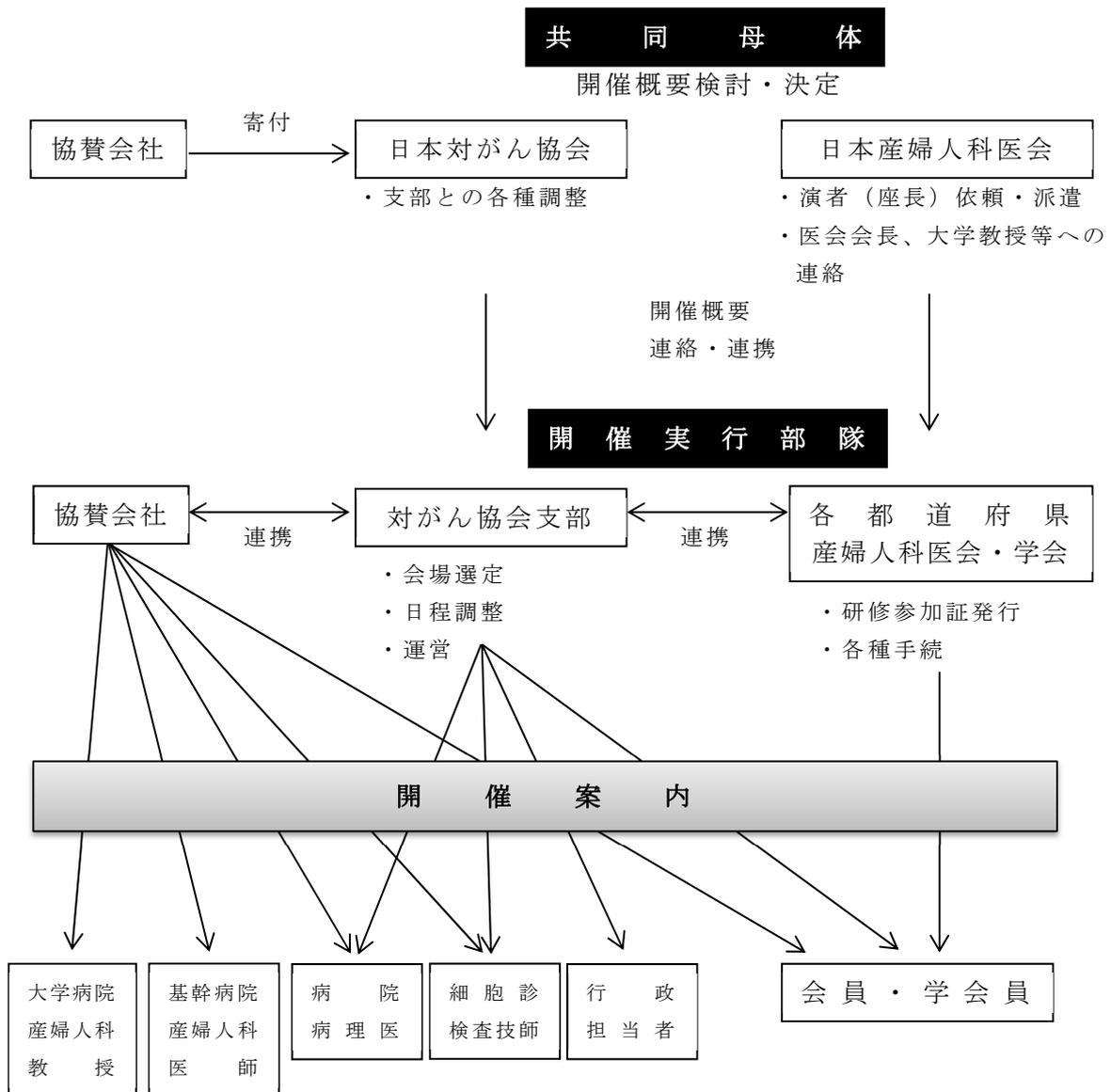
<開催概要>

共 催：公益社団法人日本産婦人科医会、公益財団法人日本対がん協会

開催時期：令和3年度

対 象 者：日本産婦人科医会会員、日本産科婦人科学会会員、細胞診検査技師・病院病理医

<開催スキーム>



- (2) 液状化細胞診（LBC）の普及に向けた産婦人科医、自治体を対象とした啓発活動。

本会医療保険部会や日本臨床細胞学会、日本産科婦人科学会などの関係諸学会と協同して、厚生労働省に働きかけ、広く普及するよう活動する。

- (3) 厚生労働省の「女性特有のがん検診に対する支援事業」の継続の要望。

本事業が検診受診率向上の一助になるよう、厚生労働省並びに関係各位に働きかける。

### 3. HPVワクチンの積極的接種再開に向けての啓発活動・政策提言

HPVワクチンは、副反応問題を契機に厚生労働省の通達により、現在積極的接種勧奨が控えられている状況下にある。しかしながら2019年11月に「HPVワクチンの積極的勧奨再開を目指す議員連盟」が発足し、自治体から住民への個別通知が発出されるようになり、追い風が吹きはじめた。がん部会では、その有効性と安全性について理解してもらうよう、引き続き「子宮頸がんワクチンの正しい知識の普及活動」を全国展開していく。

また各地域でHPVワクチン接種に向けての“草の根運動”が始まっている。これらの運動を通じて、HPVワクチン接種向上にむけての有効な方策が見えてきた。すなわち個別通知、診療科の枠を越えた活動、行政との協働、接種状況の“見える化”、学校への協力要請、などがキーワードとして浮かび上がってきた。このような取り組みを全国自治体に知らしめ、全国的に大きな風を起していきたい。

メディア対策も重要であり、がん対策委員を中心に各々の地方のメディアに積極的に働きかける。また多施設共同研究より得られたEBM結果をもとに、HPVワクチンの積極的接種再開に向けて、国にも働きかける。

### 4. 乳がん検診への積極的参加に向けての活動と支援

- (1) わが国で増加傾向著明な乳がん患者の診療に産婦人科医が係わることは、オフィスギネコロジー参入の観点からも意義あるものと考えられる。具体的には、マンモグラフィ読影資格などを多くの産婦人科医が取得するための施策が望まれる。例年どおり乳がん検診用マンモグラフィ読影に関する講習会を開催する。さらに、今後導入予定の乳房超音波検診に即応するため、乳房超音波読影医の育成の支援も積極的に行う。
- (2) より多くの産婦人科医が乳がん検診に参画することを促すために、昨年に引き続き日本女性医学学会などとの共催によりプレ講習会を開催して、マンモグラフィおよび乳房超音波読影資格取得への道を開く。
- (3) 本会のHPに「乳がん検診研修コーナー」をアップし自己研修を可能にしたが、本年度はさらに模擬試験などを含めコンテンツの充実を図る。また日本産婦人科医会、日本産婦人科乳腺医学会等と連携して、研修資料の作成、各地での研修会開催、自己研修可能施設の紹介等を行う。

### ○ 5. 妊婦の乳がん症例の収集と乳がん検診法の確立

妊娠期および産褥期に発見されるいわゆる妊娠関連乳がんは進行例が多く予後が悪いことが知られている。発見の遅れが予後不良の最大の原因である。そもそも妊婦の大半を占める40歳未満の女性是对策型検診の対象になってい

ない。その理由は、死亡率減少効果が証明されているモダリティが無いこと、症例が少ないことから費用対効果が低いことが挙げられる。しかし妊娠関連乳がんへの対応は、単なるがん対策ではなく、次世代の命や健康を守るという成育基本法の理念に沿うべきである。すなわち早期癌で発見できれば、死亡率減少だけでなく児の命を守ることができる。

また妊娠を望む女性への、プレコンセプションケアとしての乳がん検診により妊娠前に早期発見することができれば、卵、胚あるいは卵巣凍結など妊孕性を温存した上で標準治療を受けることが可能となる。

さらに若年女性の乳癌はHBOCなど遺伝性乳癌のリスクが高いことから、卵巣癌のサーベイランスも必要となり、この点からも産婦人科医にとっては重要なテーマである。

国は、がん治療前の妊孕性温存への助成を2021年度から、またARTなど不妊治療の保険適用を2022年度から実施することを決定するなど、リプロダクティブヘルスへのサポートを強めている。成育基本法に基づいた乳がん検診に対する支援が求められよう。

妊婦を含む若年女性の乳がん検診の意義の啓発を進めるとともに、検診体制の確立・普及を図っていく。

- (1) 妊娠関連乳がんの実態を明らかにするために症例の収集を行う。現在日本産婦人科乳腺医学会と日本乳癌学会によりアンケート調査が行われているが、その内容をもとに医会の会員を対象に、検診を中心としたアンケート調査を行う。
- (2) 乳房超音波検診を中心とした妊婦および若年女性（プレコンセプションケア）の乳がん検診体制を構築し、可能な地域からスタートする。
- (3) 成育基本法に則った妊婦および若年女性（プレコンセプションケア）の乳がん検診の必要性を、当該女性のみならず、産婦人科医、乳腺専門医、助産師等に広報していく。
- (4) 日本産婦人科乳腺医学会と連携して、乳腺疾患管理に対する知識、技量を備えた、乳房超音波検査ができる（精度管理中央機構の超音波検査試験合格者）エキスパート助産師を育成する。
- (5) これらの事業を進めるために、日本産科婦人科学会（広報、教育、研究）、日本産婦人科乳腺医学会（広報、教育、エキスパート助産師の育成）、日本乳癌検診学会（検診）および助産師会（広報、エキスパート助産師の育成）との協議を始める。

## 6. 関連諸団体への協力と対応

会員や社会への有用情報の提供が婦人科がん検診事業の円滑化につながるため、厚生労働省、諸学会（日本産科婦人科学会、日本臨床細胞学会、日本婦人科がん検診学会、日本産婦人科乳腺医学会、日本乳癌検診学会、日本婦人科腫瘍学会、日本がん検診・診断学会等）、諸団体との密接な連携を行う。また、行政施策（健康日本21他）や日本医師会事業（かかりつけ医等）、等の諸団体事業への協力、および職責者派遣（委員・役員等）を通じて、検診事業における産婦人科の基盤強化を図る。

## 7. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、がん対策委員会を存置する。

## C. 母子保健部会

母子保健部会は、より安全で、質の高い周産期医療を提供する体制を構築するため、その問題点を抽出して分析し、その解決に向けて取り組む。効率的な会員研修のためのプログラムの開発や実施を通じ、母体および新生児の予後の更なる向上に向けて周産期のみならず、産後にわたって切れ目のない周産期医療を提供できるシステムの整備を支援するため、以下の事業に取り組む。

### 1. 周産期メンタルヘルスケア推進に向けての事業

妊産婦のメンタルヘルスを評価してケアすること、健全な母子関係を成立させること、育児不安を解消することなど、産前から産後にわたる継続的なメンタルヘルスケア体制を検討し、その体制の構築および整備を推進する。また、この妊産婦のメンタルヘルスケアを乳幼児虐待の予防につなげる。さらに、妊産婦および社会全体に対し、母子の愛着形成の重要性についての啓発にも取り組む。

本部会の重点事業であり、各都道府県産婦人科医会にも本事業の推進を呼びかけ、その活動を支援する。また、この活動状況を各種学会等でも発表し、その活動の周知を図る。

#### (1) 「母と子のメンタルヘルスフォーラム」開催の支援

事業を推進するため、フォーラムのあり方やプログラム等を検討し、開催担当都道府県と連携して支援する。

開催予定日：2021年6月6日（日）

開催担当：福岡県産婦人科医会

（今回はWEB開催が決まっている）

#### ○ (2) 「母と子のメンタルヘルスケア（MCMC：Mental Health Care for Mother & Child）研修会」の推進

産科医、保健師、助産師など実際に周産期メンタルヘルスケアを担うスタッフの養成、レベルアップを目的としたMCMC研修会（入門編・基礎編）を開催することで、EPDSの活用法などについての教育・啓発に取り組む。また、研修会を全国で開催できるような体制の構築を目指し、そこで指導的役割を担うスタッフを養成するためにMCMC指導者講習会（応用編）を開催する。さらに、各地で研修会を開催するためのスーパーバイザー（精神科医）を養成する。なお、これらの事業は精神科との連携のもとで行う。

本年度は、新型コロナウイルス感染拡大の状況が続く可能性があるため、昨年度の経験を踏まえ、オンラインを取り入れた研修会開催を推進していく。これについては都道府県代表者に協力を依頼し、さらに補助金交付の方法についても検討する。

#### ○ (3) 育児支援のための動画作成

新型コロナウイルス感染拡大によって母親学級をはじめとする妊産婦への支援が十分に行えなくなっていることや、児童虐待のさらなる増加が懸念されている状況を踏まえ、育児支援のための動画を作成し会員に向けて公開する。内容は、従来の母親学級の一助となるような妊娠・出産・育児に関するものに加えて、人間としての基本的なあり方や関係性の基礎となる親子関係の重要性を、妊娠前から啓発していくような内容のものも作成したいと

考えている。

(4) 出産前後の母児ケア体制の検討

1) 産婦健康診査事業の拡大

母子保健法の改正により産後ケア事業が自治体の努力義務になることをうけ、産婦健康診査事業の拡大を推進する。また自治体の今後の動向を見ながら、産科医療機関の産後ケア事業への参入を、医業推進部会と協働で支援する。

2) 精神疾患合併妊娠に対して、精神科医、公認心理師・臨床心理士などと協力して連携体制の構築を進める。

3) 社会的にリスクを抱える妊婦が安心して出産できるよう行政と連携したケア体制について検討する。

4) 周産期メンタルヘルスケア体制の充実による効果の検証

東京都城南地区（品川区・大田区）で、母と子のメンタルヘルスケア研修会などを全医療機関の医療スタッフや行政担当者に提供し、地域のメンタルヘルスケアの連携体制を構築するとともに、その連携を強化するために定期的な連絡会を開催する。そのうえで、地域内のメンタルヘルスケアに関連する指標の変化をモニターすることで、事業の有用性を検証する。

5) 最近では父親のボンディング障害、妊婦へのDV、父親の産後うつとの間に関連があることが指摘されており（エコチル調査より）、周産期メンタルヘルスケアの中に父親のメンタルヘルスについての視点を導入することを検討する。

6) 児童虐待やDVが増加している状況を鑑み、その背景についての分析を行い、周産期医療の中で可能な予防対策について検討する。

(5) 妊産婦メンタルヘルスケア推進に関するアンケート調査

分娩取扱い医療機関を対象にした妊産婦のメンタルヘルスケアについてのアンケート調査を継続的に行う。

2. 新生児聴覚スクリーニング検査の公費補助の獲得に向けた活動

日本産科婦人科学会、日本耳鼻咽喉科学会等と協働して新生児聴覚スクリーニングの有用性を発信することで、新生児聴覚スクリーニング検査への公費補助の獲得に向けた活動を継続的に行う。

会員施設に対して検査に対する公費補助と患者負担の実態を調査し、その結果を公表することで、全国の都道府県産婦人科医会と協力して、検査への公費補助の獲得および増額に向けて活動する。

3. 新生児蘇生技術の普及のための講習会支援

「日本版救急蘇生ガイドライン」(最新版)に基づいた新生児蘇生法(NCPR)講習会を開催し、手技の普及に努める。また、各都道府県産婦人科医会が開催する新生児蘇生法講習会に対し、講師派遣などの支援を行う。

4. HTLV-1母子感染予防対策の推進

HTLV-1キャリアと診断された妊婦の実数を把握するシステムについて検討する。また、HTLV-1キャリア妊婦とその妊婦から生まれた児のフォローアップ体制の構築についても検討する。

HTLV-1キャリア妊婦とその妊婦から生まれた児の管理上の問題点について会員の研修に資する教育資料を作成することで、各地域における啓発活動を支援する。

5. COVID-19母子感染の取り扱いについての検討

COVID-19母子感染についての情報収集を行い、その取扱いについて検討する。

6. 妊娠希望夫婦に対する妊娠前の健診プログラム（プレコンセプションケア）の作成

妊娠前健診により、妊娠すればハイリスク妊娠となる女性に対し、妊娠前から予防的な管理を行うことが可能となる。特に不妊治療開始前に、この健診やカウンセリングを実施することで、その後の周産期予後の改善が期待できる。さらに高年齢婚姻、高年齢妊娠予備軍に対する知識も含む包括的妊娠前教育プログラムを作成し、産婦人科受診の促進につなげる活動を行う。

この事業は先天異常・女性保健の各部会と協働で「小児・思春期から成人期までの女性のリプロダクティブヘルスケア」として包括的に行い、さらに成育基本法の実践に向けた取り組みとしても行っていく。

7. 産前産後の予防接種の推進に向けた活動

先天性疾患や院内感染予防のため産前産後の予防接種の効用について啓発する。また、特に風疹抗体価陰性（低値）者についてワクチン接種の必要性について啓発活動を行うとともに、ワクチンの公費補助の充実に向けた活動を先天異常部会（“風疹ゼロ”プロジェクト）と連携して推進する。

8. 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供体制の推進支援

白血病などの治療としての幹細胞移植のための臍帯血の備蓄数が減少傾向にある。そこで日本赤十字社血液事業部と協力して、『移植に用いる造血幹細胞の適切な提供』のための臍帯血採取事業について改めて、医療機関の理解を得て、「さい帯血バンク」採取施設整備の推進を支援する。

9. 厚生労働行政および関連団体との協力並びに情報交換

母子保健推進のため、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会等との協力、支援、情報交換を行う。

10. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するために母子保健委員会を存置する。

## V. 献金担当連絡室

公益財団法人日母おぎゃー献金基金の事業委託を受け、連絡室としては都道府県産婦人科医会の献金担当者の意見を聞き、協力体制の確立に努める。

1. 全国献金担当者連絡会を開催する（各都道府県の事務担当者にも参加していただく）。
2. 連絡会準備打ち合わせ会を開催する。

以上の活動の円滑な遂行のため、献金連絡室を存置する。